

大野木会計グループニューズレター

2016年10月号

担当：平出

最近の『徴収管理強化』に関する動向

■ 身障者就業保障金の計算基数の変更について（天津市）

9月号の北京大野木マイツ・天津大野木マイツニューズレターで『身障者就業保障金徴収管理規定』について説明をさせていただきました。その中で「天津市」については9月20日の時点では今年度の身障者就業保障金（残保金）の徴収実施要綱を公表していない旨をお伝えいたしました。

その後、国慶節の連休直前の9月30日に天津市地方税務局、天津市国家税務局、天津市身体障害者連合会から「身障者就業保障金徴収に関する公告」が公布され、天津市についても2016年徴収分（2015年度保障金）から、『（天津市）身障者就業保障金徴収使用管理弁法』（津地税貨勞【2016】8号）の内容のとおり、計算基礎となる「平均給与額」を「天津市の前年度平均給与額」から「自社の前年度平均給与額（外国籍出向者現地計上給与を含む）」に変更されることとなります。

【従来】

（前年度の在籍従業員数 x 1.5% - 前年度の身障者雇用人数） x 天津市の前年度平均給与額

【2016年拠出（2015年分）より】

（前年度の在籍従業員数 x 1.5% - 前年度の身障者雇用人数） x 自社の前年度平均給与額
（外国籍出向者給与含む）

このように計算方法が改定されたことにより、一般的には外資企業の身障者就業保障金の企業負担が大きくなることとなります。

なお、天津市における2015年度分身障者就業保障金の手続きは10月1日から12月31日までに行うこととされています。

■ 外国人個人所得税自己検査の実施（天津 TEDA 地区）

こちらは国慶節明けの10月11日に TEDA 地方税務局主催で TEDA 地区の企業に対して外国人の個人所得税に関する自己検査の実施に関する説明会が開催されました。

趣旨としては、外国人の個人所得税の申告内容について

- ・ 各種手当のうち税務規定上で非課税とされているもの以外のもの
これまで税務規定上非課税項目としているもので「合理的な範囲の金額」とされているものについて、TEDA 税務局として課税とすべきものを具体的に明確化しています。
- ・ 商業保険・日本での社会保険

が適正に申告が行われているかどうかを2013年から2015年の3年間分について自己チェックをして報告し、申告が漏れているものがあれば自主的に修正申告をせよというものです。

今回論点とされた主な項目は下記の通りです。

1. 各種手当

(1) 住宅手当 (住宅費用)

- ① 家賃発票の真実性 (正規の発票・契約書における契約主体との整合性)
- ② サービスアパートメント・ホテル形式マンションについて付帯サービス (水道光熱費・電話回線基本使用料・インターネット接続費用・スポーツジム使用料・飲料水タンク、朝食代、物業管理費等) は個人所得税法に規定する非課税対象としての「外国人の社宅費用」には含まれないこと

(2) 一時帰国費用 (ホームリーブ費用)

出向者本人について年2回までは非課税。ただし中国国内勤務地から配偶者または両親の住居地までの交通機関費用のみが非課税であること

(3) 子女教育費

- ① 正規の発票を取得していること
- ② スクールバス・補助金・制服代等の雑費は課税対象であること

2. 保険

(1) 商業保険・出向元で拠出している公的社会保険

- ① 親会社で出向者個人を被保険者として加入している国外商業保険 (海外旅行保険)
- ② 出向元で加入している公的社会保険
はいずれも課税対象であること

(TEDA では個人負担部分については課税である旨の説明がありましたが、会社負担の法定福利費部分についてはコミットしていませんでした。)

3. その他 (例: 年の途中で帰任した場合の賞与についての一回性賞与の計算式の取り扱い)

これは天津市独自の考え方によるもので、税法上の規定とは必ずしも符合しない内容であり、ここでは説明を割愛します。

上記の項目 1. 2. については以前から指摘の有る事項であり、弊社の過去の北京大野木マイツ・天津大野木マイツニューズレターでもご紹介している内容です。

外国人の個人所得税については、昨年北京市でも同様の自己検査が行われており、今後他の地域でも実施される可能性があります。

また、中国の税務機関は企業所得税・増値税改革がひと段落して、今後は個人所得税の改定に着手するという情報もあります。

(完)